

岩手県告示第622号

岩手県事務委任及び代決専決規則別表第1に規定する別に定める補助金又は交付金のうち環境生活部に係るもの（平成20年岩手県告示第248号）の一部を次のように改正する。

令和2年10月9日

岩手県知事 達 増 拓 也

改正前		改正後	
室課名	事業名	室課名	事業名
[略]		[略]	
若者女性協働推進室	NPO等による復興支援事業費補助、青少年育成県民会議運営費補助、若者構想実現事業費補助及び地域女性活躍推進事業費補助	若者女性協働推進室	<u>NPO等による復興支援事業費補助</u> 、 <u>特定非営利活動法人感染症対策支援事業費補助</u> 、青少年育成県民会議運営費補助、若者構想実現事業費補助及び地域女性活躍推進事業費補助
備考 改正部分は、下線の部分である。			